

生徒心得(定時制)

基本目標

本校生徒は校訓の「誠実」、「剛健」、「高潔」、「協和」の精神を体し、本校生徒としてふさわしい日常の生活態度を身につけ人間性を高めるために努力する。

1 礼儀

- (1) 本校生徒としての誇りを持ち日常生活に注意し、他人に不快の念を抱かせないようにする。
- (2) 校内、校外を問わずつねに礼儀を正しくし、親切、丁寧に接する。

2 服装

服装は特に規定はないが、常に質素清潔、端正を心掛け、学びにふさわしい服装とする。

3 髪型

頭髪は常に清潔にし、髪型は高校生にふさわしいものとする。

4 登下校

- (1) 始業5分前までに登校することを心がける。
- (2) 登下校の途中は常に交通法規、交通道德を厳守する。
- (3) 原付自転車・普通自動車を通学時に使用する場合は、必ず許可を受ける。

5 出欠席

- (1) 病気その他の理由により欠席する時は、始業時までに学校へ連絡し、登校時にすみやかに欠席届を組担任に提出する。
- (2) 遅刻したときは職員室で所定のカードに理由を記入し、教科担任に提出してから授業を受ける。
- (3) 忌引は、「忌引届」を提出する。忌引日数は次の通りとする。
父母7日、兄弟姉妹3日、祖父 母3日、伯父母・叔父母1日、曾祖父母1日。
なお、葬祭のため遠隔地におもむく必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
- (4) 登校後、やむを得ない理由で欠課又は早退するときは、担任の許可を受け早退簿に記入する。

6 校内生活

- (1) 自転車・原付自転車は、所定の位置に整然と置く。
- (2) 貴重品は常に身につけ、紛失のないように心がける。所持品には必ず学年・氏名を明記する。
- (3) 必要以外の金銭・物品は所持しない。
- (4) 友人同士でみだりに金銭・物品の貸借をしない。
- (5) 拾得物あるいは遺失物は、すみやかに組担任に届ける。
- (6) 常に校舎内外の清潔・整頓に心がける。
- (7) 許可なく、校内で火気を取り扱わない。
- (8) 学校放送は放送係を通じて行う。
- (9) やむ得ぬ理由により外出する場合は、担任に申し出て許可を受ける。
- (10) 校内で怪我や発病した場合、直ちに担当教師に連絡し、指示を受ける。
- (11) 集会、文書の発刊、配布、貼紙、掲示陳列等をする場合には、事前に生徒指導部・特活部の係職員に申し出て、その許可を受ける。
- (12) 学校の施設及び備品（印刷室、運動用具）を使用する時は、責任を明確にし、関係職員の許可を受け、その受け取り、返納及び後始末は責任をもって行う。

7 校外生活

- (1) 校外にあっては、個人の行動によって学校の品位が決定されるものであることを認識し十分な自覚をもって行動する。
- (2) 身分証明書は常に所持する。
- (3) 未成年者入場禁止の場所や好ましくない環境の飲食店、娯楽場への出入りはしない。
- (4) 喫煙、飲酒、薬物使用・所持、無免許運転、交通違反、暴力、脅迫行為等は絶対にしてはならない。
- (5) 未成年者がアルバイトをする際、保護者の同意を得て行うこととする。

交通に関する規程（定時制）

1 交通全般についての注意

生徒・自転車・バイクいずれの場合にも、常に交通道德・交通法規を遵守し事故のないよう十分気をつけること。

- (1) 万一事故を起こした場合（事故に遭った場合も同様）かならず警察に届け、負傷者には誠意をもってあたり適切な処置を講ずること。なお学校への連絡を忘れないこと。
- (2) 交通違反等により警察の指導を受けた場合も、学校に報告すること。
- (3) 自転車・バイクに乗る前には、ブレーキ・ライト等について点検・調整を十分にすること。
- (4) 自転車の二人乗りはしてはならない。

2 原付自転車通学について

- (1) 原付自転車通学を希望する者は、学校へ使用許可願いを提出し許可を得ること。
- (2) 許可条件として、任意保険に加入していること。
- (3) ヘルメットを必ず着用すること。

3 運転免許証取得について

原付免許証と普通免許証等の取得は特に制限はないが、取得後は学校の組担任へ必ず報告すること。